営業倉庫に係る重大事故等速報基準

速報の対象となる重大事故等　速報！

【営業倉庫業者共通】

■営業倉庫において、以下の重大事故等が発生した場合は、発生後直ちに報告すること。

■報告事項
①倉庫の火災（死傷者が発生した場合）
②倉庫における労働災害（死亡者が発生した場合）
③危険品倉庫からの危険物の漏洩事故
④その他以下に掲げる場合を含む倉庫における事故等であって、社会的影響が大きく、報道される可能性がある場合。
・倉庫の火災（死傷者が発生した場合を除く）
・倉庫の損壊等であって受寄物に影響を及ぼし又は及ぼす恐れのある場合
・受寄物の盗難

大規模災害時の危険品倉庫被害状況報告　速報！

【危険品倉庫業者】

■気象庁の地震情報で震度５弱以上の地震が発生した地域の危険品倉庫業者は、地震発生後直ちに被害状況を把握し、被害情報を報告すること。

■報告事項
①被害の有無
②人的被害状況
③倉庫建物の損壊状況
④危険物の漏洩状況
⑤その他

事故届出書の提出　２週間以内！

【営業倉庫業者共通】

■営業倉庫において、以下の事故等が発生した場合は、発生後２週間以内に事故届出書を提出すること。　なお、上記の速報報告とは別に事故届出書の提出が必要である。

■届出事由
①倉庫の火災、損壊が発生した場合
②その他倉庫に関する重大な事故が発生した場合

＜連絡先＞
北海道運輸局交通政策部環境・物流課　　ＴＥＬ：０１１－２９０－２７２６
ＦＡＸ：０１１－２９０－２７１６